

徳島県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

2 2		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
阿南勝浦				阿南市下大野町渡り上り 六二七番一地先から 同 五二四番二地先まで	同	旧	一三・〇〇～一三・九	九一・七
					新		一三・〇〇～三三・二	九一・七